○関東地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市駒橋二丁目字仲山一七一九番一から同市駒橋二丁目字仲山一七一八番一〇まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十日

○関東地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上田市大屋字下月夜平二〇八番三から同市大屋字梨ノ木二四〇番一三まで	前	九・一〇〜一五・九〇メートル	〇・四二四キロメートル
	後	一〇・九〇〜一九・四〇メートル	〇・四二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区吉野字本町二一九番から同市緑区吉野字新町二九〇番まで	前	六・七八〜一八・二四メートル	〇・二六一キロメートル
	後	七・六七〜一八・二四メートル	〇・二六一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茅野市金沢字下河原四八四六番一から同市金沢字なぎ下六五番一〇まで	前	八・〇〇〜三七・〇〇メートル	〇・〇四一キロメートル
	後	一〇・五〇〜三七・〇〇メートル	〇・〇四一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市上泉町一八五七番五地先から同市上泉町二〇四七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十日

○関東地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市大字安茂里字本堂一一一八番九から同市大字安茂里字差出一〇八八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十日

○関東地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都江東区新木場一丁目二番二地内	前	六四・七〇〜一〇〇・〇五メートル	〇・〇三〇キロメートル
	後	六四・七〇〜一〇〇・〇五メートル	〇・〇三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	東京都江東区新木場一丁目二番二地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十日

○北陸地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字中宿字扇屋五〇〇番一地内	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十日